

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則の一部改正について

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則（1981年（昭和56年）3月25日制定）の一部を次のとおり改正する。

改正理由 会員の範囲を明確にするための改正及び文言の修正を行う。

現 行	改 正 案
<p>滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則</p> <p>(前略)</p> <p>第5条 本会は、次に掲げる会員を持って構成する。</p> <p>1. 正会員</p> <p>1) 滋賀医科大学卒業生（以下<u>卒業会員</u>という）</p> <p>2) 滋賀医科大学生（以下<u>学生会員</u>という）</p> <p>3) 本学卒以外の<u>本学大学院生及びその</u>修了者で入会を希望する者（以下<u>大学院会員</u>という）</p> <p>2. 特別会員</p> <p><u>正会員以外の滋賀医科大学の学長、副学長、教授及び准教授、講師及び、学長、副学長、教授、准（助）教授、講師</u>にあった者</p> <p>3. 賛助会員</p> <p>本会の目的に賛同し、入会を希望する以下の者のうち<u>常任幹事会の承認を受けた者</u></p> <p>1) 滋賀医科大学の教職員および元教職員</p> <p>2) 滋賀医科大学において研究、研修に従事しているか、かつて研究、研修に従事した者</p> <p>4. 名誉会員</p> <p>本会对し特別の功績があった者で、会長が推薦し幹事会で承認された者</p> <p>(中略)</p> <p>第19条 <u>名誉会員、特別会員、滋賀医科大学生、滋賀医科大学院生</u>は、年会費の納入を要しない。</p> <p>(後略)</p>	<p>滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則</p> <p>(同左)</p> <p>第5条 本会は、次に掲げる会員を持って構成する。</p> <p>1. 正会員</p> <p>1) 滋賀医科大学卒業生（以下「<u>卒業会員</u>」という。）</p> <p>2) 滋賀医科大学生及び<u>本学卒以外の滋賀医科大学大学院生</u>（以下「<u>学生会員</u>」という。）</p> <p>3) 本学卒以外の<u>滋賀医科大学大学院修了者</u>で入会を希望する者（以下「<u>大学院会員</u>」という。）</p> <p>2. 特別会員</p> <p>滋賀医科大学の学長、副学長、教授、<u>准教授、講師及びその職</u>にあった者<u>（前項の正会員を除く。）</u></p> <p>3. 賛助会員</p> <p>本会の目的に賛同し、入会を希望する以下の者のうち<u>幹事会が認めた者（前2項の正会員及び特別会員を除く。）</u></p> <p>1) 滋賀医科大学の教職員及び元教職員</p> <p>2) 滋賀医科大学において研究、研修に従事しているか、かつて研究、研修に従事した者</p> <p>4. 名誉会員</p> <p>本会对し特別の功績があった者で、会長が推薦し幹事会で承認された者</p> <p>(同左)</p> <p>第19条 名誉会員、特別会員及び<u>学生会員</u>は、年会費の納入を要しない。</p> <p>(同左)</p> <p>付則 <u>この会則は、2011年（平成23年）10月〇日から施行する。</u></p>